

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	長寿介護課	検索番号	4-3
法令名	介護保険法施行令	根拠条項	第4条第2項		
許認可等	福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定				
(根拠規定)					
(福祉用具の貸与の方法等)					
第4条 法第8条12項若しくは第13項又は法第8条の2第10項若しくは第11項に規定する政令で定めるところにより行われる貸与又は販売は、居宅要介護者（法第8条第2項に規定する居宅要介護者をいう。）又は居宅要支援者（法第8条の2第2項に規定する居宅要支援者をいう。）が福祉用具（法第8条第12項に規定する福祉用具をいう。以下この項において同じ。）を選定するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者（以下この項及び第4項において「福祉用具専門相談員」という。）から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われる貸与又は販売とする。					
一～八 略					
九 福祉用具専門相談員に関する講習であって厚生労働省令で定める基準に適合するものを行う者として都道府県知事が指定するもの（以下この項及び第3項において「福祉用具専門相談員指定講習事業者」という。）により行われる当該講習（以下この項及び次項において「福祉用具専門相談員指定講習」という。）の課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者					
(許認可等の基準)					
○愛媛県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱					
(指定の要件)					
第2条 知事は、次の要件を満たすと認められる場合、事業者として指定することができるものとする。					
一 事業者に関する要件					
① 次に掲げる業務を適正に履行できると認められること。					
ア 講習受講者名簿の作成及び知事への送付					
イ 施行令第4条第1項第9号の規定による福祉用具専門相談員指定講習（以下「指定講習」という。）の廃止、休止、再開及び申請事項の変更の知事への届出					
ウ 知事が指定講習の実施に関して行う調査に協力すること。					
エ 知事が、指定講習の実施に関して当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の指示を行った場合に、当該指示に従うこと。					
オ 講習内容の向上を図るため、実施する指定講習において講師となる者について指導方法等に関する研修を受講する機会を確保するよう努めること。					
② 指定講習に係る事業（以下「講習事業」という。）を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び講習事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。					
③ 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。					
④ 講習事業の運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。					

- ⑤ 指定講習の実施状況及び講習修了者に関する記録は、永久保存すること。
- ⑥ 事業所の所在地以外の都道府県で指定講習を実施する場合又は実施した場合は、指定講習の実施場所を管轄する都道府県に次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 第4条に規定する事業計画書
 - イ 第6条に規定する事業実績報告書
- ⑦ 事業者としての指定取消しの処分を受けた者は、その処分の日から起算して5年を経過していること。

二 事業内容に関する要件

- ① 講習が、年1回以上、別紙1に定める講習課程の内容に従って開催されること。
- ② 講習の修了評価については、別紙2に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を評価すること。

修了評価の実施方法については、筆記の方法により1時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間は講習課程の時間数には含めないものとする。
- ③ 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。
 - ア 別紙3の要件を満たす適切な人材が確保されていること。
 - イ 一の講習について3名以上の講師で担当すること。
 - ウ 演習を担当する講師については、講師1名につき、受講生がおおむね50名を超えない程度の割合で担当すること。
 - エ 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること。
- ④ 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。
 - ア 開講目的
 - イ 講習の名称
 - ウ 講習の実施場所
 - エ 講習期間
 - オ 講習課程
 - カ 講師氏名
 - キ 修了評価の実施方法
 - ク 施行規則第22条の31第3項に規定する確認等の方法及び講習修了の認定方法並びに欠席した場合の取扱い
 - ケ 年間の開講時期
 - コ 受講手続
 - サ 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額
- ⑤ 受講対象者の募集について、指定後、講習実施前に適切な期間において公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない。また、希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。
- ⑥ 事業者は、講習を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。
 - ア 施行令第4条第1項に定める一定の有資格者については、本講習を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所で勤務することが可能であること。
 - イ 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること。
 - ウ その他、講習の内容に関する重要事項

- ⑦ 事業者は、受講の申込があったときは、申込者に対して受講内容確認書（様式第8号）により講習修了に要する受講内容の確認を求めなければならないこと。
- ⑧ 事業者は、講習への出席状況等講習受講者に関する状況を確実に把握すること。
- ⑨ 別紙1に定める講習課程については、概ね7日程度で修了することとし、地域の実情等により7日程度で実施できない場合は、2か月以内の範囲内で修了することとする。ただし、これによることが困難な特別の事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときはこの限りではない。
- ⑩ 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。
- ⑪ 研修受講時（受講申込受付時又は初回の講義時）における本人確認を行うこと。